

從ヒ償金ヲ要求スル時ハ旅費日當ノ外若干ノ償金ヲ給スルコトアル可シ

證人となり取調べの爲め呼出を受けたる者が其日稼ぎの日雇業を以て生活をなす者は旅費日當を受くるのみにては生計上に差支ふる等の事あるが故に舊治罪法第百九十條の規定に依り償ひ金を求むる時は旅費日當の外に其日の稼高に等しき程の額を與ふるとあるべきなり

第五十二條 解剖舎密等ノ費用及ヒ數多ノ時間ヲ要スル翻譯料ノ類ハ日當ノ外別ニ之ヲ給與ス可シ

死体の解剖化學上に於ける分拆等の費用及び多くの時間を費すにあらざれば爲し得ざる翻譯物の如きは特別のものなれば日當の外に別に之を與ふるものなり

第五十三條 裁判費用ノ宣告ヲ受ケ未タ之ヲ納メサル前ニ於テ犯人身死スル時ハ其相續人ヨリ之ヲ徴收ス

裁判費用を納むべき宣告を受け之を納め入れざる前に犯罪人の死したる時は其相

續人より之を納めしむるなり即ち此裁判費用の如きは罰金科料と異なりて全く民事上に屬するものなれば刑罰にあらざるを以て一身に止まるべきものにあらす故に相續人に向て之が償を爲さしむるなり

第五章 賠償處分

本章は刑法第四十六條以下數條に規定したる徵償處分の中にて害を被むりたる者に對する償に就ての細目を定めたるものなり

第五十四條 贓物犯人ノ手ニ在ル時ハ直チニ被害者ニ還付スト雖モ若シ輾轉シテ他人ノ手ニ在ル時ハ被害者ノ請求ニ因リ還給セシムル者トス

贓物即ち略言すれば取られた物品犯罪人自身の手に在るとき即ち其占有内に存在する時は直ちに其害を被りたる者に還すべしと雖も若し賣買等に依り諸人の手へ渡りて犯罪人以外の者の所有内にある時は害を受けたる者より官に相當の手續を以て請求するにあらざれば之を還さざるなり(刑第四十六條)

第五十五條 贓物輾轉シテ他人ノ手ニ在ル時公商ニ由リ買取シ

(附則 第五章 賠償處分)

タル物品ハ其公商若ハ被害者ヨリ買取者ニ原價ヲ償ハサレハ直チニ還給セシムルコトヲ得ス

若シ公商ニ由ラスシテ買取シタル物品ハ其還給ヲ拒ムコトヲ得ス但其買取者ハ賣者ニ對シ轉償ヲ求ムルコトヲ得

贓物廻はり廻はりて他人の手に渡りし時其持つ者が公けの商品として即ち惡意なく贓物たるを知らずして買取りたる物なるときは害を被りたる者より其買取り現に所持する者に其買入れたる原の價を償ふにあらざれば直ちに還さしむるを得ざるなり

惡意なしと雖も其買入れが公けの商品として買ひ取りたる物にあらずして讓渡し等に係る時は其本主へ返却するを拒むるを得ず然れども其買取りたる者は元贓物と知らずして本主に取返へさるるに至りたるものなれば其賣りたる者に對しては其損害を求むるを得ざるなり

第五十六條 贓物ヲ受ケ又ハ典物トシテ受取タル者其贓物現在スル時ハ還給ヲ拒ムコトヲ得ス但典物トシテ受取タル者ハ典

主ニ對シ轉償ヲ求ムルコトヲ得

贓物を贈與されて之を受け又は質物として之を受取りたる者にして其贓物己れの占有内に存在する時は本條の持主より返還を請求さるるを拒むるを得ざるなり然れども質物として受取りたる者は其質置主に對しては其質代金の償を求むるを得ざるなり(刑第四十六條)

第五十七條 贓物交換シテ現在スル時ハ公商ニ由ルト否トヲ區別シ第五十五條ノ例ニ從テ處分ス可シ

贓物を他の物品と交換して自己の手に現在する時は其公商に由りて得たるや否やを區別して第五十五條に定めたる規則に依て之を處分するものなり(刑第四十六條)

第五十八條 贓物已ニ費用シタル時又ハ識別ス可カラサル時又ハ其所在ノ知レサル時ハ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

犯罪人已に贓物を費消したる時又は其何れなるやを識り得べからざる時或は又其在所の知れざる場合には其贓物に對する代價の償ひを犯罪人に請求するを得る

なり(刑第四十六條)

第五十九條 人ノ名譽若ハ殺傷ニ關シタル損害其他犯罪ノ爲メ
現ニ生シタル損害ハ其賠償ヲ請求スルコトヲ得但失火ハ此限
ニ在ラス

犯罪人ハ誹毀したるに依て受けたる名譽の損害金若くは殺傷したるが爲めに受け
たる損害假令へば治療代休業の爲め得ざりし勞力賃の如き其他總ての犯罪に依て
現在蒙りたる損害の償は犯罪人に向て之を請求するを得然れども失火の如きは
殆んど豫め期せざる所謂遠因の損害とも云ふべきものなれば其失火人に向て償を
請求し得る限りに非らざるなり(刑第四十六條)

第六十條 贓物ノ還給損害ノ賠償ハ其犯罪ヲ審判スル刑事裁判
所ニ請求スルコトヲ得若シ其審判已ニ終リタル後ハ民事裁判
所ニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

贓物の還給を求め又は犯罪の爲に蒙りたる損害の償を求むるには其犯罪を調べ
所の刑事の裁判所に請求するを得るも若し其事實の調べが既に終りたる時は

刑事の裁判所に於て請求するを得ざるなり然れども犯罪に依らざる通常の事件と
して民事の裁判所に向て之を請求するとは素より爲し得るものなり其精しきとは
刑事訴訟法に就て見るべし(刑第四十六條第四十八條)

第六十一條 刑事裁判所ニ於テ贓物ノ還給損害ノ賠償ヲ請求ス
ル者ハ通常ノ文書又ハ言語ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得其民事裁
判所ニ請求スル者ハ民事訴訟ノ程式ニ從フ可シ

前條の如く贓物の還給損害の償を刑事裁判所に向て爲すには通常の文書又は言語
を以て陳述するも差支へなく之を爲し得るものなれども民事裁判所に請求するに
は假令犯罪と關係ある事件にても既に事實の調べを終りて刑事裁判所の手を離れ
たる以上は民事訴訟法的方式に依ざるべからざるなり(刑第四十六條第四十八條)

第六十二條 贓物ノ還給損害ノ賠償ハ本犯死スル時ハ其相續人
ニ對シ之ヲ要求スルコトヲ得

贓物の還給を請求し損害の償ひを求むる等は固より民事上に屬するものにして只
其義務の原因が犯罪に在るといふのみなれば其損害を與へたる犯罪人の本人は既

減等表

七	六	五	四	三	二	一	六	四	三	二	一	十	十	一	二	三	四	五	六	七	輕重 禁錮本刑										
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	日	日	日	月	月	月	月	月	月	年										
減一 等	五年三月	四年六月	三年九月	三年	二年三月	一年六月	九月	四月十五日	三月	二月七日	一月十五日	廿二日	十一日	減二 等	三年六月	二年六月	一年六月	六月	三月	一月十五日	減三 等	一年九月	一年六月	一年三月	九月	六月	三月	一月十五日	廿二日	十五日	十一日

刑法第七十條ニ依リ罰金額ノ加減方法左ノ如シ

加等表

罰金本刑	二圓	三圓	四圓	五圓	十圓	二十圓	三十圓	四十圓	五十圓	百圓	二百圓	五百圓
加一等	二圓五十錢	三圓七十五錢	五圓	六圓二十五錢	十二圓五十錢	二十圓	三十七圓五十錢	五十圓	六十二圓五十錢	百二十五圓	二百五十圓	六百二十五圓
加二等	三圓	四圓五十錢	六圓	七圓五十錢	十五圓	三十圓	四十五圓	六十圓	七十五圓	百五十圓	三百圓	七百五十圓
加三等	三圓五十錢	五圓二十五錢	七圓	八圓七十八錢	十七圓五十錢	三十五圓	五十二圓五十錢	七十圓	八十七圓五十錢	百七十五圓	三百五十圓	八百七十五圓
加四等	四圓	六圓	八圓	十圓	二十圓	四十圓	六十圓	八十圓	百圓	二百圓	四百圓	千圓

減等表

二	三	四	五	十	二十	三十	四十	五十	百	二百	五百	罰金本刑
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	減一等
	二圓二十五錢	三圓	三圓七十五錢	七圓五十錢	十五圓	二十二圓五十錢	三十圓	三十七圓五十錢	七十五圓	百五十圓	三百七十五圓	減二等
		二圓	二圓五十錢	五圓	十圓	十五圓	二十圓	二十五圓	五十圓	百圓	二百五十圓	減三等
				二圓五十錢	五圓	七圓五十錢	十圓	十二圓五十錢	二十五圓	五十圓	百二十五圓	

四

刑法第七十二條ニ依リ拘留ノ加減方法左ノ如シ

加等表

拘留本刑	一日以上 三日以下	二日以上 五日以上	三日以上 十日以上	加一等
	一日以上 三日以下	二日以上 六日以下	三日以上 十二日以下	加二等
	一日以上 五日以下	三日以上 八日以下	五日以上 十二日以下	加三等
	一日以上 六日以下	二日以上 十四日以下	六日以上 十二日以下	加四等

五

減等表

三日以下	一日以上	五日以下	二日以上	十日以下	三日以上	拘留本刑
二日以下	一日以上	三日以下	一日以上	七日以下	二日以上	減一等
一日	一日	二日以下	一日以上	五日以下	一日以上	減二等
		一日	一日以下	二日以下	一日以上	減三等

刑法第七十二條ニ依リ科料ノ加減方法左ノ如シ

加等表

科料本刑	加一等	加二等	加三等	加四等
五錢以上 五十錢以下	六錢三厘以上 六十二錢五厘以下	七錢五厘以上 七十五錢以下	八錢八厘以上 八十七錢五厘以下	十錢以上 一圓以下
十錢以上 一圓以下	十二錢五厘以上 一圓二十五錢以下	十五錢以上 一圓二十五錢以下	十七錢五厘以上 一圓七十五錢以下	二十錢以上 二圓以下
二十錢以上 一圓二十五錢以下	二十五錢以上 一圓五十六錢三厘以下	三十錢以上 一圓八十七錢五厘以下	三十五錢以上 二圓十八錢八厘以下	四十錢以上 二圓四十錢以下
五十錢以上 一圓五十錢以下	六十二錢五厘以上 一圓八十七錢五厘以下	七十五錢以上 二圓二十五錢以下	八十七錢五厘以上 二圓四十錢以下	一圓以上 二圓四十錢以下
一圓以上 一圓九十五錢以下	一圓二十五錢以上 二圓四十錢以下	一圓五十錢以上 二圓四十錢以下	一圓七十五錢以上 二圓四十錢以下	二圓以上 二圓四十錢以下

減等表

科料本刑	減一等	減二等	減三等
一圓以上	七十五錢以上	五十錢以上	二十五錢以上
一圓九十五錢以下	一圓四十六錢三厘以下	九十七錢五厘以下	四十八錢八厘以下
五十錢以上	三十七錢五厘以上	二十五錢以上	十二錢五厘以上
一圓五十錢以下	一圓十二錢五厘以下	七十五錢以下	三十七錢五厘以下
二十錢以上	十五錢以上	十錢以上	五錢以上
一圓二十五錢以下	九十三錢八厘以下	六十二錢五厘以下	三十一錢三厘以下
十錢以上	七錢五厘以上	五錢以上	二錢五厘以上
一圓以下	七十五錢以下	五十錢以下	二十五錢以下
五錢以上	六錢三厘以上	五錢以上	四錢八厘以上
五十錢以下	三十七錢五厘以下	二十五錢以下	十二錢五厘以下

明治二十八年八月七日印刷
同 年八月廿五日發行

定價金參拾錢

著者

鼓鍊之助

千葉縣東葛飾郡松戸町
松戸五百五拾番地

後藤狂夫

東京市日本橋區檜物町拾番地

田山宗堯

東京市日本橋區檜物町拾番地

合資會社 警眼社

東京市日本橋區檜物町拾番地

株式會社 英舍

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

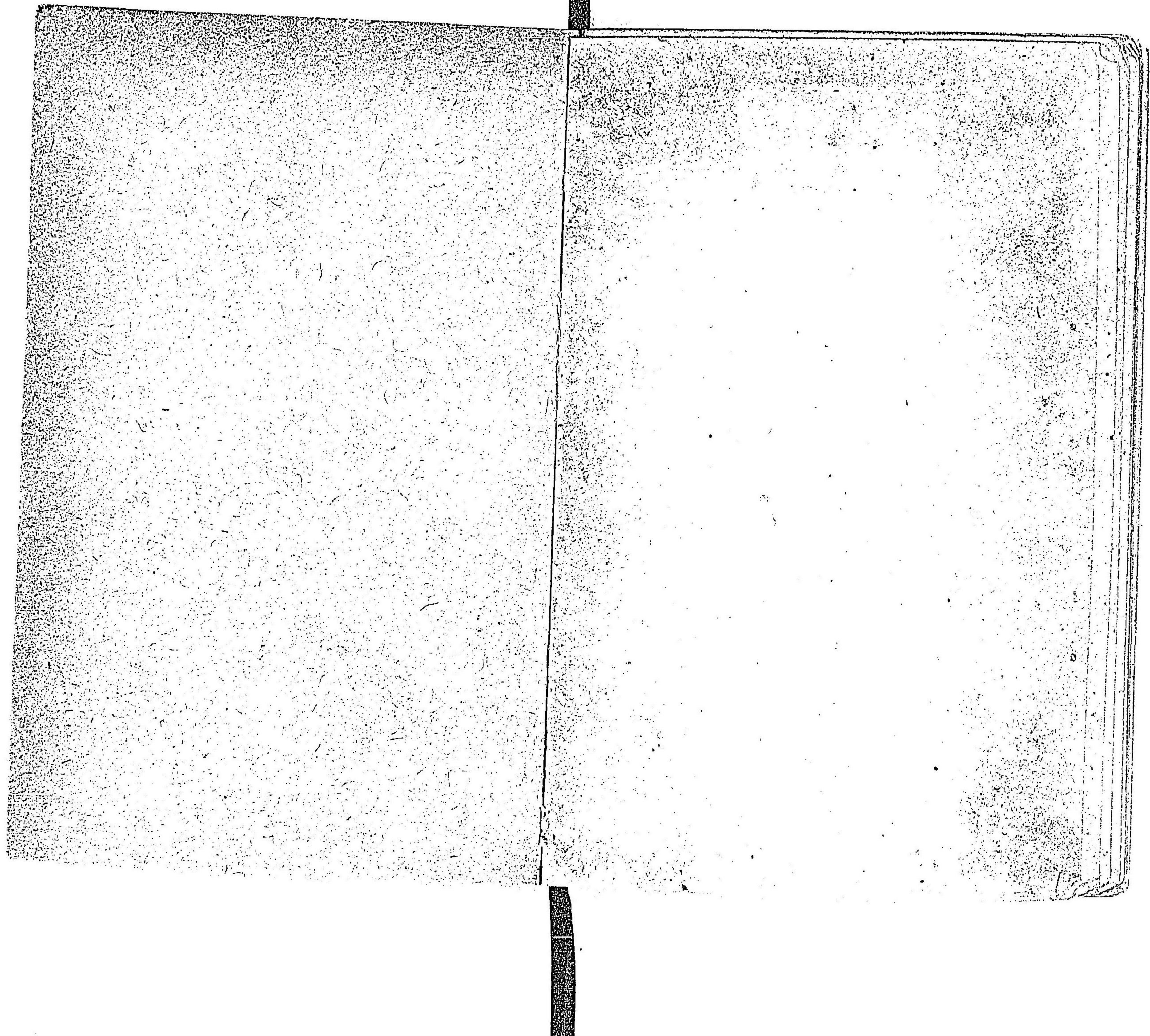
版權所有

發行者

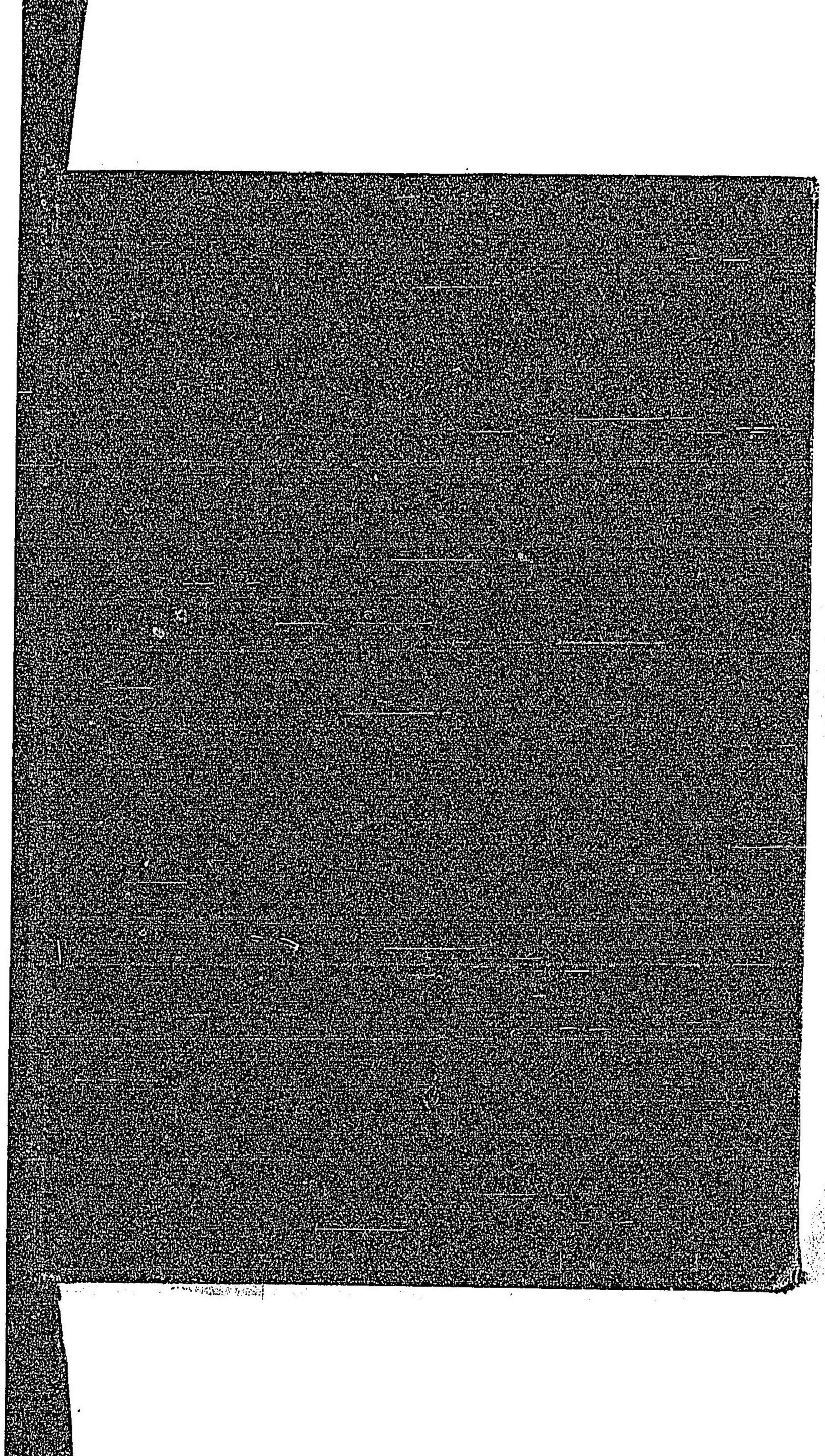
印刷者

發行所

印刷所



71
310



71
310

035906-000-1

71-310

刑法通解

鼓 鍊之助 / 著

M28

BBP-0503



